

介護老人福祉施設 ビハーラ大野

重要事項説明書

(令和3年 8月 1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0779(66)1850(午前8時30分～午後5時30分)

※ただし、土・日・祝祭日・年末年始(12月31日から1月3日)は除く。

担 当 者 生活相談員

2. 介護老人福祉施設 ビハーラ大野の概要

(1) 提供するサービスの種類

施設の名称	介護老人福祉施設 ビハーラ大野
所在地	福井県大野市牛ヶ原154-1-1
介護保険事業所番号	1870500467

(2) 当施設の職員体制及び職務内容

管理者

管理者は、職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。

生活相談員

生活相談員は、利用者及び家族等との相談に応じると共に、関係機関等との連絡の調整を行います。

看護職員

看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行います。

介護職員

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

機能訓練指導員

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むために必要な機能改善、及びその減退を防止するための機能訓練を行います。

管理栄養士

管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計画及び栄養指導を行います。

介護支援専門員

介護支援専門員は、利用者、及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題並びに主治医の治療の方針に基づき他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案作成を行い、またサービス調整及び居宅介護支援事業者等、他の機関との連携を行います。

(3) 当事業所の設備の概要

定員 94名

居室 個室33室、2人部屋1室、3人部屋9室、4人部屋8室

3. サービスの内容

① 施設サービス計画の立案

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成及び変更に際し、その内容を利用者及び家族等に説明します。

② 食事

朝食 7時15分から 8時00分

昼食 11時30分から12時15分

夕食 17時30分から18時15分

③ 入浴

週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じて、一般浴・特殊浴・シャワー浴・清拭となる場合もあります。

④ 介護

施設サービス計画に沿って、日常生活上必要な介護を行います。

⑤ 機能訓練

希望により訓練室又は居室等で機能訓練を行います。

⑥ 生活相談

介護サービスを含め日常生活全般に関する悩み、疑問、要望等に対して、生活相談員に相談できます。必要に応じて、身元引受人、他機関との連絡調整等も行います。

⑦ 健康管理

利用中の健康管理を行います。なお、利用初日には簡単な健康チェックを行います。

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

利用者、及び身元引受人の希望等を十分に取り入れ、管理栄養士を中心に栄養状態の管理、栄養ケア・マネジメントを行います。

⑨ レクリエーション

新年会、敬老会、交流会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。

⑩ 洗濯サービス

利用者、身元引受人の希望によって、利用者の衣類等の洗濯を施設において、行います。

⑪ 理美容サービス

希望により外部から業者を手配致します。料金は自己負担になります。

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護1 573円/日

要介護2 641円/日

要介護3 712円/日

要介護4 780円/日

要介護5 847円/日

※上記は介護保険負担割合が一割の場合です。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月末までの間、上記に0.1%上乘せされます。

(2) 加算料金

①初期加算

入所後または30日を超える長期入院の退院後30日間について算定。

30円/日

②サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

看護、介護職員の総数のうち、常勤職員が占める割合が75%以上。

6円/日

③看護体制加算(Ⅱ)

基準を上回る看護職員の配置と施設から医療機関等へ24時間連絡体制が確保されている場合。

8円/日

④夜勤職員配置加算(Ⅲ)

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を一人以上上回っている場合。

16円/日

⑤個別機能訓練加算(Ⅰ)

専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合。

12円/日

⑥外泊時費用

病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。(入院又は外泊の初日及び最終日を除く。)

246円/日

⑦介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

基本料金と各種加算の合計に6.0%を乗じた単位数を算定。

※上記は介護保険負担割合が一割の場合。

(3) その他の利用料金

① 食費 1,380円/日

(ただし食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② おやつ費 100円/日

利用者の希望によって提供します。

③ 居住費 1,150円/日(個室)
840円/日(多床室)

※個室については、特別室料金として、490円/日追加料金となります。

(ただし居住費について負担限度額認定を受けている場合に、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

※又、入院等にて、利用者の希望により部屋を確保しておく場合は、

820円/日(個室)

420円/日(多床室)

④ 理美容代 実費/回

⑤ 日用品費 200円/日

歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品等、洗面タオル、バスタオル等の日用品の費用。

⑥ 電気代 50円/日

電化製品1点についての費用。

⑦ 財産管理費 3,000円/月

利用者の貴重品の管理費用。

⑧ その他

項 目	内 容
洗 濯 料	当施設内で洗濯可能な衣類については、希望によって行います。 施設外でのクリーニング等は利用者負担となります。
衣 類	下着、パジャマ、普段着、タオル等についてはご持参いただくか、 利用者負担となります。
嗜好品・趣味	利用者の趣味、嗜好品（菓子、お酒等）は利用者負担となります。
教養娯楽費	行事、外出行事、新聞、雑誌等は利用者負担となります。

(4) お支払い方法

- ① 毎月 15 日までに前月分の請求書を発行致しますので、その月の 20 日までにお支払い
ください。お支払いいただきますと領収書を発行致します。
- ② お支払い方法は、当施設指定銀行口座にて利用者指定の口座より自動引き落としと
させていただきます。自動引き落としの手続き等は当施設にて行うこともできます。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変
した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称 医療法人 広瀬病院

住 所 大野市城町 1 0 の 1

【協力歯科医療機関】

名 称 印牧歯科医院

住 所 大野市美川町 5 の 9

◇ 緊急時の連絡先

同意書にご記入頂いた連絡先に連絡致します。

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続

まずは御電話等でお申込ください。申込後、入所の必要性が高い申込者からご利用できます。入所時に契約を締結し、施設サービスの提供を開始します。

※入所順位は、福井県特別養護老人ホーム入所判定基準に基づいて行います。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員、又は当施設の生活相談員にご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者の都合で退所される場合

7日間の予告期間をおいて文章でお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

※利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

※利用者が死亡した場合。

※介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

（この場合該当区分の有効期限内に退所して頂きます。）

③ その他

※利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、又は、利用者が施設の管理者や職員及びその他の利用者等に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文章で通知いたします。

※利用者が入院後3ヶ月の間に退院可能となり、再度利用を希望される場合は優先されます。ただし、入院後3ヶ月以上経過した場合はこの限りではありません。

※やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了させていただく場合があります。この場合契約終了30日前までに文章で通知いたします。

7. 利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事に関し、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、その実施に食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂きます。
- 面会に関し、面会時間は午前8時30分より午後7時30分までです。面会者は、面会簿に記入をお願い致します。来所時には食べ物等の持ち込みはご遠慮ください。（持ち込まれた方は当施設職員までご相談ください。）

- 外出・外泊に関し、外出・外泊される時は、生活相談員まで申し出下さい。
- 飲酒・喫煙に関し、当施設指定の場所、時間以外には行えません。
- 設備・備品の利用に関し、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。また故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要と認められた場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 外泊時等の施設外での受診に関し、外泊時に急変された場合は当施設までご連絡ください。
- ペットの持ち込みに関し、ペットの持ち込みは禁止させていただきます。

8. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態等にある利用者に対して、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、適切な施設サービスを提供し、利用者の心身機能の維持増進を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 提供する施設サービスは介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の内容に沿ったものとします。
- ② 人権を尊重し可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、常に利用者の立場に立った施設サービスを提供します。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健、医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

9. 緊急時の対応方法

利用者の体調に変化等があった場合は、速やかに主治医の診断を受けるとともに、家族等に速やかに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応方法

サービス提供等により事故が発生した場合は、事故対応マニュアルにそって当施設は利用者に対し必要な措置を講じ、身元引受人や市町村等に速やかに連絡いたします。

1 1. 損害賠償

サービス提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

1 2. 非常災害対策

- 防災設備、消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、漏電火災警報機、非常警報器具及び設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火扉。
- 防災訓練 年2回

1 3. サービス内容に関する苦情

- (1) 当施設では、施設サービス計画に関する利用者又は身元引受人からの相談・要望・苦情等、又は施設サービス計画に基づいてサービスを提供している当施設に対しての相談・要望・苦情等を受ける窓口を設置して適切に対応します。

相談窓口

電話番号 0779 (66) 1850 担当者 生活相談員

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで

- (2) 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

県国民健康保険団体連合会 への申し立て 0776 (57) 1614

県社会福祉協議会運営適正化委員会への申し立て 0776 (24) 2347

福井県大野市役所健康長寿課 への申し立て 0779 (66) 6631

1 4. その他運営に関する重要事項

- (1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。
- (2) 利用者のニーズに適切に応えるため、サービスの自己評価を実施しています。
- (3) この他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人光明寺福祉会の理事会・評議員会で定めます。

1 5. 当法人の概要

(法 人 名 称)	社会福祉法人 光明寺福祉会
(代 表 者 名)	理 事 長 一 乗 玲 子
(法 人 所 在 地)	福井県福井市勝見3丁目2201
(電 話 番 号)	0779 (66) 2802

介護老人福祉施設 ビハーラ大野にあたり利用者（身元引受人）に対して、契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 福井県大野市牛ヶ原154-1-1

名称 介護老人福祉施設 ビハーラ大野

説明者

⑩

私は、契約書、重要事項説明書により、事業者から介護老人福祉施設ビハーラ大野についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

⑩

身元引受人

住所

氏名

⑩

(別紙1)

個人情報の利用目的

(平成28年 1月 1日現在)

介護老人福祉施設 ビハーラ大野では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を行う利用目的】

- ・ 当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(当施設の内部での利用に係る利用目的)

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

(他の事業所等への情報提供に係る利用目的)

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報